

令和4年度

通常総会

日時：令和4年6月20日（月）
午後2時00分～

場所：松山市井門町1081番地1
一般社団法人愛媛県トラック協会
2階大会議室

愛媛県高速道路交通安全協議会

目 次

1	総会式次第			
2	第1号議案	令和3年度 事業報告	……………P.	1
3	第2号議案	令和3年度 収支決算報告	……………P.	3
	(監査報告)		……………P.	5
4	第3号議案	令和4年度 事業計画(案)	……………P.	6
5	第4号議案	令和4年度 予算(案)	……………P.	8
6	第5号議案	役員改選及び顧問・参与の委嘱	……………P.	10
	別紙1	会員の入会状況	……………P.	11
	添付資料	交通事故防止に関する決議(案)	……………P.	12
	添付資料	会則		

総 会 式 次 第

- 1 開会
- 2 表彰
- 3 会長あいさつ
- 4 愛媛県警察本部交通部長あいさつ
- 5 祝辞
 - (1) 四国運輸局愛媛運輸支局長
 - (2) 愛媛県防災安全統括部長
- 6 議事
 - (1) 第1号議案 令和3年度事業報告
 - (2) 第2号議案 令和3年度収支決算報告（監査報告）
 - (3) 第3号議案 令和4年度事業計画（案）
 - (4) 第4号議案 令和4年度予算（案）
 - (5) 第5号議案 役員改選及び顧問・参与の委嘱
- 7 決議採択
- 8 閉会

令和3年度事業報告

事業計画	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	新型コロナウイルス拡大防止のため文書開催	<ul style="list-style-type: none"> ・入会状況 ・令和2年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・令和3年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・役員選任及び顧問・参与の委嘱
	通常総会	新型コロナウイルス拡大防止のため文書開催	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰 ・令和2年度事業報告、収支決算 ・監査報告 ・令和3年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・役員選任及び顧問・参与の委嘱 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	ホームページの改修	4月～	・交通事故件数の早期更新、イベントの開催告知、各種資料の掲載
	Eメールの活用	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減のため、Eメールを活用 ・通行止め等の情報を配信
	交通白書・交通事故マップの作成・配布	令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通白書「愛媛の高速道路」を作成し、全会員に配布 ・「交通事故マップ」を作成し、全会員に配布するとともに、交通茶屋やイベント配布
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の交通事故発生時や高速道路等の交通安全広報をEメール、FAXで配信 No.349 高速道路にて交通死亡事故発生 No.350 妨害運転罪の創設 No.351 高速道路にて交通死亡事故発生 No.352 秋の全国交通安全運動 No.353 高速道路にて交通死亡事故発生 No.354 交通死亡事故多発緊急受胎宣言発令 No.355 高速道路にて交通死亡事故発生 号外 感謝状授与
	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回（朝日新聞）	・交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM テレビ広報	GW、年末年始、交通安全期間中 7月～8月（2ヵ月）	<ul style="list-style-type: none"> ・FM愛媛ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報 ・南海放送及びFM愛媛ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報
啓発グッズ・広報グッズの作成・配布	随時	・交通茶屋や交通安全教室、その他イベントで高速安協の名入りグッズを配布し、知名度を向上	
交通安全活動の推進	最高速度の抑制・あおり運転罰則強化	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋、その他イベントなど、あらゆる機関を通じて広く県民に広報
	E H I M E ハイウェイセーフティキャンペーン	7月～8月（2ヵ月）	・愛媛県警及び他機関と連携し、夏休み、お盆期間の交通量の増加にともなう交通事故防止を呼びかけるキャンペーンを実施

研修	会員限定の研修の実施	10月18日～ 10月19日 11月8日～ 11月11日 11月20日～ 11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車（バス）運転者2日間（1名） ・安全運転管理課程4日間（1名） ・貨物自動車（大型）運転者2日間（2名） 茨城県ひたちなか市 自動車安全運転中央研修所に会員を派遣
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月30日 12月21日～ 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかけ（朝日新聞） ・各SAで交通茶屋を行い、オリジナルグッズやチラシを配布し、ドライバーに直接交通安全を呼びかけ ・ラジオCMを活用し交通安全を呼びかけ
他機関・団体との連携	各種キャンペーン活動への協力	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・7月7日 石鎚山SA NEXCO愛媛 ・9月21日 来島海峡SA JBしまなみ今治 ・9月23日 エミフル 伊予警察署 ・9月27日 石鎚山SA NEXCO愛媛 ・12月22日 石鎚山SA NEXCO愛媛
感謝状授与	感謝状授与	7月6日	・研修事業で多年にわたり安全運転中央研修所を積極的に利用し、交通事故防止推進活動を行ったことによる感謝状

令和3年度収支決算報告

歳入	7,614,226	円	
歳出	5,320,481	円	
差引残高	2,293,745	円	=2,353,707-59,962

【歳入】

科 目	摘 要			備 考	
	令和3年度 予 算 額 (A)	令和3年度 決 算 額 (B)	比 較 増 減 (B) - (A)		
会 費		6,062,000	6,002,000	△ 60,000	
	一般会員	4,332,000	4,272,000	△ 60,000	(B) = 356口
	特別会員	1,040,000	1,040,000	0	(B) = 52口
	賛助会員	690,000	690,000	0	(B) = 23口
雑 収 入		0	38	38	
	預金利息	0	38	38	
	その他	0	0	0	
	助成金収入	0	0	0	
前期繰越金	1,612,188	1,612,188	0		
合 計	7,674,188	7,614,226	△ 59,962		

※ 会員口数については令和4年3月31現在。

【歳 出】

科 目	摘 要			備 考
	令和3年度 予 算 額 (A)	令和3年度 決 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	
事業費	2,840,000	1,226,300	1,613,700	
安全活動費	2,840,000	1,226,300	1,613,700	
広報活動費	2,000,000	691,240	1,308,760	※SA・PA等での活動
安全教育費	10,000	0	10,000	会員事業所で開催
会報発行費	70,000	64,900	5,100	交通白書
交通情報費	60,000	30,740	29,260	FAX配信
研 修 費	700,000	439,420	260,580	中央研修所での研修
管理費	4,793,999	4,094,181	699,818	
会議費	65,000	47,019	17,981	
総 会 費	35,000	21,780	13,220	
理 事 会 費	0	0	0	
表 彰 費	30,000	25,239	4,761	
人件費	3,963,999	3,730,780	233,219	
職 員 給 与	3,300,000	3,024,367	275,633	
福利厚生費	450,000	472,263	△ 22,263	
旅 費	10,000	5,440	4,560	※必要に応じ支出
退職引当金	203,999	228,710	△ 24,711	
事務費	765,000	316,382	448,618	
通 信 費	600,000	251,312	348,688	※通話料金・送料等
印 刷 費	80,000	19,800	60,200	※規程冊子
光 熱 費	5,000	2,611	2,389	※電気代・水道代
慶 弔 費	10,000	0	10,000	
消 耗 品 費	20,000	17,399	2,601	
備 品 費	50,000	25,260	24,740	
予 備 費	40,189	0	40,189	
合 計	7,674,188	5,320,481	2,353,707	

※退職手当積立金

科 目	収 入	支 出	残 金	備 考
繰 越 金	1,068,582		1,068,582	
令 和 3 年 年 度 積 立 金	228,710		0	
預 金 利 子	9		9	
職 員 退 職 金		76229	0	
合 計	1,297,301	76229	1,221,072	

監査報告

令和3年度「愛媛県高速道路交通安全協議会」の事業並びに
収支決算について、会則第28条第3項の規定により、その内容
及び会計帳簿、証拠書類等を厳正に監査した結果、適法かつ正
確なものと認めます。

令和4年 4 月 25 日

監 事

武智邦典 

令和4年 4 月 26 日

監 事

白方信一 

令和4年度事業計画(案)

事業計画	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	6月20日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 入会状況 令和3年度事業報告、収支決算報告 監査報告 令和4年度事業計画(案)、予算(案)の審議 役員改選及び顧問・参与の委嘱
	通常総会	6月20日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 表彰 令和3年度事業報告、収支決算 監査報告 令和4年度事業計画(案)、予算(案)の審議 役員改選及び顧問・参与の委嘱 交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	ホームページの改修	4月～	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故件数の早期更新、イベントの開催告知、各種資料の掲載
	Eメールの活用	随時	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減のため、Eメールを活用 通行止め等の情報を配信
	交通白書・交通事故マップの作成・配布	令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> 交通白書「愛媛の高速道路」を作成し、全会員に配布 「交通事故マップ」を作成し、全会員に配布するとともに、交通茶屋やイベント配布
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	<ul style="list-style-type: none"> Eメール、FAXで配信
	チラシ等の作成・配布	随時	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回(朝日新聞)	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM テレビ広報	GW、年末年始、交通安全期間中	<ul style="list-style-type: none"> FM愛媛、南海放送を通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報
	啓発グッズ・広報グッズの作成・配布	随時	<ul style="list-style-type: none"> 交通茶屋やその他イベントで高速安協の名入りグッズを配布し、知名度を向上
交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止	随時	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋、その他イベントなど、あらゆる機関を通じて広く県民に広報
	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーン	7月～8月 (2ヵ月)	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県警及び他機関と連携し、夏休み、お盆期間の交通量の増加にともなう交通事故防止を呼びかけるキャンペーンを実施

研修	会員限定の研修の実施	10月25日～ 10月26日 10月28日～ 10月31日 11月19日～ 11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車（バス）運転者2日間（1名） ・安全運転管理課程4日間（1名） ・貨物自動車（大型11ト）運転者2日間（3名） 茨城県ひたちなか市自動車安全運転中央研修所に会員を派遣
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月30日 12月21日～ 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかけ（朝日新聞） ・各SAで交通茶屋を行い、オリジナルグッズやチラシを配布し、ドライバーに直接交通安全を呼びかけ ・ラジオCMを活用し交通安全を呼びかけ
交通安全講習会等への協賛・援助活動	講習会実施	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・会員特典行事 ・会員事業所等の開催する講習会等に講師の派遣及び資料の提供 ・交通安全教育車の出動の申込受付 ・JAFのシートベルトコンビサー出動の申込
他機関・団体との連携	各種キャンペーン活動への協力	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県警察及び会員事業所、道路管理者等関係機関・団体との連携を図り、県内のSA・PAで交通安全を呼びかけ

令和4年度 予 算 (案)

歳 入 8,271,745 円
 歳 出 8,271,745 円

【歳 入】

科 目		摘 要			
		令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	備 考
会 費		5,978,000	6,062,000	△ 84,000	
	一 般 会 員	4,248,000	4,332,000	△ 84,000	(A) = 354口
	特 別 会 員	1,040,000	1,040,000	0	(A) = 52口
	賛 助 会 員	690,000	690,000	0	(A) = 23口
雑 収 入		0	0	0	
	預 金 利 息	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	
	助 成 金 収 入	0	0	0	
前 期 繰 越 金		2,293,745	1,612,188	681,557	
合 計		8,271,745	7,674,188	597,557	

※ 会員口数については2022年4月1現在。

【歳 出】

科 目	摘 要			備 考
	令和4年度 予 算 額 (A)	令和3年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	
事業費	2,545,000	2,840,000	△ 295,000	
安全活動費	2,545,000	2,840,000	△ 295,000	
広報活動費	1,700,000	2,000,000	△ 300,000	※HP・新聞広告・ラジオ等
安全教育費	5,000	10,000	△ 5,000	※会員事業所での安全教育
会報発行費	80,000	70,000	10,000	※交通白書作成費
交通情報費	60,000	60,000	0	※iFAX通信料
研 修 費	700,000	700,000	0	※茨城県での研修
管理費	5,643,429	4,793,999	849,430	
会議費	150,000	65,000	85,000	※昨年度は文書開催
総 会 費	120,000	35,000	85,000	
理事会費	30,000	0	30,000	※理事旅費
表 彰 費	0	30,000	△ 30,000	※表彰用紙・表彰額
人件費	4,768,429	3,963,999	804,430	
職員給与	3,900,000	3,300,000	600,000	
福利厚生費	550,000	450,000	100,000	※社会保険料等
旅 費	10,000	10,000	0	※必要に応じ支出
退職引当金	308,429	203,999	104,430	
事務費	725,000	765,000	△ 40,000	
通 信 費	650,000	600,000	50,000	※通話料金・送料等
印 刷 費	20,000	80,000	△ 60,000	※規程集製本
光 熱 費	5,000	5,000	0	※電気代・水道代
慶 弔 費	10,000	10,000	0	※必要に応じ支出
消 耗 品 費	20,000	20,000	0	
備 品 費	20,000	50,000	△ 30,000	
予 備 費	83,316	40,189	43,127	
合 計	8,271,745	7,674,188	597,557	

役員改選及び顧問・参与の委嘱

当協議会役員の一部交代等に伴い、役員名簿のとおり役員の改選を求めます。また、顧問・参与名簿のとおり委嘱を報告します。

会 員 の 入 会 状 況

		R3. 4. 1				R4. 4. 1				増減
		一般会員	特別会員	賛助会員	計	一般会員	特別会員	賛助会員	計	
安全運転管理者連絡協議会	事業所	83			83	81			81	-2
	協議会		16		16		16		16	
貨物運送事業協同組合	組合			1	1			1	1	
軽自動車協会	事業所	7			7	7			7	
	協会			1	1			1	1	
高速運輸事業協同組合	組合			1	1			1	1	
高速道路関連事務所	事務所	8	1		9	8	1		9	
交通安全協会	協会		8		8		8		8	
市町村	団体		19		19		19		19	
指定自動車教習所協会	事業所	16			16	16			16	
	協会		1		1		1		1	
JA愛媛中央会	組合	12			12	11			11	-1
	連合会		5		5		5		5	
愛媛県レンタカー協会	協会	1			1	1			1	
株式会社愛媛新聞社	事業所	1			1	1			1	
あいしょくドライビングスクール	事業所	1			1	1			1	
株式会社ティエスエフ	事業所	1			1	1			1	
株式会社クリーンダスト	事業所	1			1	1			1	
株式会社門屋組	事業所			1	1			1	1	
自動車整備振興会	事業所	1			1	1			1	
	振興会			1	1			1	1	
自動車販売協会	事業所	16			16	16			16	
	協会			1	1			1	1	
愛媛県自動車車体整備協同組合	組合	1			1	1			1	
第四物流協同組合	組合			1	1			1	1	
中古自動車販売協会	協会			1	1			1	1	
トラック運送事業協同組合	組合			1	1			1	1	
トラック協会	事業所	153			153	152			152	-1
	協会			1	1			1	1	
ハイヤータクシー協会	事業所	16			16	15			15	-1
	協会			1	1			1	1	
バス協会	事業所	7			7	6			6	-1
	協会			1	1			1	1	
会員数合計		325	50	12	387	319	50	12	381	-6
入会人口数合計		361	52	23	436	354	52	23	429	-7

交通事故防止に関する決議（案）

交通事故をなくすことは、県民すべての心からの願いであります。

しかしながら、この願いと努力にもかかわらず、高速道路等において、悲惨な交通事故が多発しております。

ここに、令和4年度愛媛県高速道路交通安全協議会通常総会にあたり、人命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、高速道路等における安全で快適な交通環境の確立及び交通死亡事故抑止に向け、関係機関・団体をはじめ、道路交通の場に参加する全ての人々と協力し、次のことを推進します。

- 一 安全な速度及び車間距離の保持
- 一 歩行者・自転車等の高速道路や自動車専用道路への立入防止措置
- 一 後部座席を含めたすべての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシート
シートの正しい利用
- 一 積載物の落下防止措置
- 一 通行車両に対する逆走 及び 妨害運転の防止措置

以上、決議します。

令和4年6月20日

愛媛県高速道路交通安全協議会

令和4年度 通常総会

愛媛県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、愛媛県高速道路交通安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、高速自動車国道及び同国道に接続する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通安全意識の普及高揚を図り、もって、安全で円滑な交通の実現及び交通に起因する障害の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高速道路等における交通安全啓発活動
- (2) 第4条の会員の事業所等で行う交通安全教育に対する協力援助
- (3) 高速道路等における交通の安全と円滑及び障害の防止に関する調査研究
- (4) 交通情報等の収集伝達
- (5) 高速道路等における交通安全功労者の表彰
- (6) 関係官庁等との協調及び連絡
- (7) その他必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

ア 一般会員

高速道路等を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体等で、第2条の目的に

賛同して入会したもの

イ 特別会員

交通安全を推進する機関又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

協議会の事業を賛助する個人又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を退会したものとする。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費の納入が不能となったとき

(会 費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第4章 役員等

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理 事 20人以内

(4) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、理事を兼ねるものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(選 任)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議により選任する。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、共同してその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(任 期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合において、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合においても、後任が選任されるまでは代理人をおき、代理人が職務を行うものとする。

(辞任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障のある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(解任)

第13条 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、その出席者の過半数の同意により、解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の事業に関係のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員のうち各関係機関の代表者（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 理事及び監事の選任、又は解任に関すること

(4) 会則の改正に関すること

(5) その他協議会の運営について必要と認める事項

2 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 代議員の選任に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の委任を受けた事項の執行に関する事項

(4) 総会の議決を必要とする事項で、総会を開催する時間的猶予がなく、急を要する事項

(5) 表彰に関する事項

(6) その他協議会の運営について必要と認める事項

3 会長は、前項第3号及び第4号により議決された事項について、総会に報告しなければならない。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、開催するものとする。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(召集)

第19条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集に当たっては、事前に構成員に対し、文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合には、この限りではない。

(議長)

第20条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者をもって充てるものとする。

(定足数)

第21条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人)

第23条 会議に出席できない構成員は、委任状(様式3)により、代理人に表決を委任することができる。この場合において、第21条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 事務局は、会議の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

第6章 会 計

(資産)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものとする。

(1) 会費及び寄付金品

(2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、会長が管理するものとする。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

2 事業年度末に剰余資産を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算、決算等)

第 28 条 協議会の予算及び事業計画は、会長が作成し通常総会の議決により定めるものとする。

2 会長は、決算及び事業報告を年度終了後、監事に提出して、その監査を受けた後、通常総会の承認を得なければならない。

3 監事は、前項の決算及び事業報告を監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第 29 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 雑 則

(事務局)

第 30 条 協議会の事務局は、愛媛県警察本部交通部内に置く。

2 事務局には、会長の任命する職員を置き、事務を運営するものとする。

(委 任)

第 31 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 14 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 27 年 6 月 12 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 16 日から実施する。

様式1 (第5条関係)

入 会 申 込 書

年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

また、会費については、愛媛県高速道路交通安全協議会会費徴収規程で定める、各区分に応じた年額に会費口数を乗じた金額を納入します。

機関, 団体等名称 (※個人の場合記入不要)		
ふりがな 役職名等・代表者名 (個人名称)		⑩
所在地	〒 TEL () - /FAX -	
Eメールでの情報配信	希望する ・ 希望しない (FAXでの受けとりになります。)	
Eメールアドレス (※上記で「希望する」とした場合、要記入)		
会員区分 及び 会費口数	区 分	口 数
	一般会員 特別会員 賛助会員	

様式2（第6条第1項関係）

退 会 届

年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

次のとおり、貴会を退会します。

機関，団体等名称 (※個人の場合記入不要)	
代表者名 (個人名称)	⑩
所在地	〒 TEL () - /FAX -
退会年月日	年 月 日
退会理由	

様式3 (第23条関係)

委 任 状

年 月 日

所在地

事務所名

氏 名 _____ ⑩

私は下記の者を代理人と定め、 年 月 日開催の

愛媛県高速道路交通安全協議会 { 理 事 会
通 常 総 会 における、質疑・議決等の
臨 時 総 会

一切の権利を委任します。

記

(代理人)

役職等	
ふりがな 氏 名	

★SAFETY HIGHWAY EHIME★



たいちよう
「こま隊鳥」

愛媛県高速道路交通安全協議会事務局

〒791-1114

愛媛県松山市井門町804番地

愛媛県高速道路交通警察隊内

☎ (089) 997-7281 ≪FAX兼用≫